

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻86号 96/8 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1996年10月29日(水) AM10~

最終準備書面提出予定

(会場: 芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

「教育改革」の破綻を認めて審理終了 処分撤回裁決要求署名に二層のご支援を

市芦救援会事務局

去る六月一四日、市芦高校大角先生の証言に対する処分者側反対尋問が行なわれました。前回四月の大角証言で、生徒実態の詳細なデータを基に、「松本教育改革」は生徒切り捨てと教育破壊しかもたらさなかった事実が立証されました。処分者側は、「改革は成功し市芦は良くなった」と宣伝している都合上、あわてて彼らなりのデータ作成による反論を試みました。しかし、「改革後の卒業率は証人が示すほどの差はない」との結論を出したのです。

「学校運営の正常化」「教育内容の充実」等と称した「教育改革」が、「改革前より卒業率が減り、効果は上らなかった」と自から失敗を認めることとなったのです。「生徒切り捨て」と「組合つぶし」を意図したゆえに当然の結果であり、教育を犠牲にしたものです。

一九八七年七月から始まった本件審理も、九年を経て七五回を数え、すべての審理を終了しました。次回一〇月に、最終準備書面を提出し結審を迎える予定です。

現在、公正裁決要求署名に取り組んでおりますが、八月中旬までに約一三〇〇〇人の署名を集約しております。ご協力をいただきました方々にここに厚くお礼を申し上げますと共に、引き続き一層のご協力をお願い申し上げます。

◎署名第二次集約 一〇月二五日

◎署名宛先(署名・リーフレットのお問い合わせも)

〒六五九 芦屋市剣谷九 市芦分会気付 市芦救援会

も／く／じ

第74回公開口頭審理報告

「教育改革」の破綻を現場職員が立証 詳細な大角証言に処分者側反論できず……救援会事務局…… 2

第75回公開口頭審理報告

「教育改革」の破綻を処分者自ら立証 最終尋問も証人側主張の補強に終る……救援会事務局…… 5

意見書 教師の「不意転」問題をめぐって……兼子仁、神田修、土尾基規…… 8

(鼎談 教師の専門職制を考える——『季刊教育法』105号収載)

市芦高校の募集定員の削減阻止に向けて……市芦分会…… 18

活動日誌／4 後記／7

第七四回公開口頭審理報告

「教育改革」の破綻を現場教員が立証
詳細な大角証言に処分者側反論できず

市芦救援会事務局

去る四月二五日、申立人側の最後の証人と
して、市芦高校大角先生から「松本教育改革」
による教育破壊の実態についての証言が行な
われました。(陳述書は通信No.84に掲載)

まずはじめに、従前の「地域のすべての子
どもに高等教育を保障しよう」という芦屋市
教委の教育方針が、一九八七年夏の松本教育
長就任後に一挙にくつがえされたとの証言が
ありました。

以下、具体的に、生徒・学校運営・授業・
教育課程等々の実態について、松本教育改革
の前後を比較した詳細なデータに基づく証言
が行なわれました。

1. 生徒切り捨て——入試における定員内大
量不合格者、中途退学者の増加による卒業
生徒数の激減。
2. 生徒実態に応じ学習意欲を高めて進路を
保障する体制を破壊したことで、大学・短
大への進学率が四分の一に激減。
3. 組合員を担任からはずす等の差別的校務
分担配置。

4. 生徒実態を無視した大中選択制カリキュ
ラムの導入による、ホームルームの解体・
わからない授業の急増。

以上、松本教育改革が「一人一人の進路を
保障」と称しながら、その実態として大量の
生徒切り捨てを行ない、教育破壊しかもたら
さなかった事実が証言されました。

最後に、「教育改革」の目的は、大量のベ
テランの組合員教師を一挙に削減した「組合
つぶし」であるとし、この教育困難に直面し
た市芦を再生させるためには「市芦に教師生
命をかけてきた八人の先生の現場復帰しかな
い」ことを訴えて証言を終えました。

処分者側寺内代理人の反対尋問は、まず、
証人の審理傍聴と年休に関して問い、あたか
も授業や生徒を放って傍聴ばかり来ているか
のようなデマ・中傷尋問による印象づけを意
図したが、申立人側代理人や傍聴者からの強
い抗議の中、寺内はその尋問を引っ込めざる
を得ませんでした。

「教育改革」の実態に関して、処分者側と

して充分な準備期間があったにもかかわらず、
大角証言の詳細なデータに対する反論はなさ
れず、せいぜい、データの出典・根拠の信憑
性に難クセをつけようとする程度でした。数
学科担当の大角証人の作成した教科データま
で問い質す寺内に対し、さすがの大角証人も、
「私が出典です」と答え、がっかりした寺内
も無力な尋問を切り上げてしまいました。

処分者側にとって、「教育改革」の必要性
や効果を立証せざるを得ないのですが、デー
タを示せるわけもなく、反対尋問の体をなし
ていません。いいがかりをつけただけです。

市芦の生徒の教育権保障運動が「特殊」で
あったかの如き印象を与えようとして、寺内
は、「障害児を受入れている公立高校がある
のか」と、ハレンチな尋問を繰り返しました。
傍聴席におられた玉本会長が、おもわず「私
に発言させて下さい」と手を挙げられたのに
は、参加者一同もおどろきました。「各地で
がんばって取り組んでいる先生方の話をした
かった」と、審理後の集会で興奮さめやらぬ
口調でお話をされていました。

反対尋問は、具体的データもないままガラ
ガラと続き、結局、次回も続行となりました。
かつて、大角先生が「スネーク大角」との
異名をとり、しつこさにおいて群を抜いてい
たという情報は寺内君に届いてなかったよう
で、次回もまた処分者は立往生するでしょう。

審理傍聴で授業を放っている証人と中傷

寺内代理人(以下、寺内と略)あなたは熱心
にずっと審理の傍聴をされてますが、年休を
とっているんですか。

大角 あんたみたいに金をもらってやってる
わけじゃない。身銭切って年休とって来てる。
寺内 その間、授業がある場合は。

大角 同じ仲間が首を切られた状態で放つと
くわけにはいきませんからね。

寺内 来ることがいけないと言っていない。授
業のある時は、

在間代理人 異議あり。

審理長 立証趣旨は。

寺内 証言で、教育は生徒と共にあるとか言
われているので、出てこられる時に生徒に対す
る配慮はどうかと。

大角 早く正しい判決が出て欲しいと思って
こちらが迷惑しているんです。生徒を放って
おいて良いなんてことはないんです。

村田代理人 年休をとったらずいという質
問なのか。

傍聴者(以下、傍と略)生徒のことを心配し
てるような振りするな!

市採用教員はヤミ採用

寺内 あなたは市の採用になって、県の採用
試験は。登録者名簿に採用されてないと。
大角 はい。

寺内 三年たてば異動希望を出されるという
人は、県立高校に帰れる先生の話ですな。

大角 市は、小学校の補欠の人を採用したり
して、そういう人も異動希望を出してる。

寺内 市でプロパーに採用になっているあな
たや、不服申立をしている八名の方は、

傍 市の正式採用やないか!

寺内 市プロパーで採用されたあなた方は県
に異動できないと。

大角 大阪市でも他にでもかわってますよ。
最近になってあなたがそういうことを強調し
てるだけの話ですよ。

傍 試験を受けてかわるんや、何の問題があ
るんや。市の正式採用をヤミの採用や言うん
か!

学力の低い生徒は高校に来るな

寺内 松本教育改革は、要するに基準に満た
ない人の切り捨てと、この基準とは何ですか。
大角 入試の定員内で大量の切り捨てをして
ますからね。

寺内 どういう基準なんですか。

傍 生徒を切り捨てた松本に聞く話やないか。
寺内 学力の下位の人が入ってくると、合格

点とか意味がなくて、全員合格にと。
大角 少くとも定員内では高校教育を保障し
ていくべきだと。

寺内 点数が低くても受け入れるべきだと。
大角 三年間かけて高校の力をつけてきたし、
目の前にそんな子がおるのを切り捨てて、小
中学校の先生の責任や言うても仕方ない。そ
の子を一人前にしていくというのが、かつて
市教委も掲げてきた教育方針だった。

寺内 要するに、定員内であれば合格させて
それで高めていくのが教育なんだということ
ですか。

審査長 それ、よろしいでしょう。

反論データも示せず証人にいいがかり

寺内 陳述書のいろいろな表の出典は。
大角 学事報告や小中学校の先生に聞いたり、
組合で調べたりしたものです。

寺内 担当時間数の一覧表はどこから。
大角 僕が数学教科主任をして、現場の教
員が作ってるのは当たり前話でしょう。

寺内 どこから出てるのかと聞いているんです。
△しつこく同じことを聞く▽

大角 私が出典です。

傍 エライ! その通り(笑)

寺内 卒業者数の表ですが、入学者数は改革
前の方が多いんでしょう。

大角 改革前は入学者に対する卒業率が八六%、改革後は八〇%ということですよ。
寺内 入学者数は減ってるでしょう。
大角 それは教育破壊の結果ですよ。一人も教師を削減し九人も強配せんかったら、こんなに卒業生徒は減ってないと言ってる。反論データがあれば出して下さい。

組合が時間割まで決定してたとデマ宣伝

寺内 時間割について、教科会議の意見を取り入れて最終的に校長が決めるというようになつた。

大角 要請して意見をとり入れられた。

寺内 昭和六二年（強配）以前と比べて、学校の先生方が校長に非常に協力的になつたからじゃないですか。

大角 六二年四月に絶対的なものとして出されてきたが、実際に時間割が組めなくて混乱した。二、三年目にしても組めない。

寺内 組合が反対してたんでしょう。

大角 何も今までずっとやってきて、何の支障も以前はなかったんですよ。あなたは以前時間割を紙切れ一枚だと言ったですね、私はそれで一年間束縛されるんですよ。めちゃめちゃになったんですよ。

寺内 それが是正されたのは、校長に協力しましたよということ。

大角 是正せざるを得なくなつたんですよ。傍 各教科の調整もせんと管理職が一方的に決めようなんてしたから組めんかったんや！

寺内 いわゆる協力的にと。

大角 どうしようもなくなつて、やむなく校長が教師の意見を認めたんですよ。

寺内 むしろ、組合が、校長が最終的に決めるのは結構だと、譲歩があつたんですよ。

大角 校長が最終的に決めるのは以前からそうでしたよ。

寺内 いや、以前は実態として校長不在だと。傍 そんな学校どこにある。

大角 以前は校長とやり合つてどうこうという

活動日誌（抜粋）1996.4.15～8.15

- 4・18 事務局会議。法対会議。
- 25 第七回市公平審（大角証言）事務局会議。
- 30 兵高教東高支部執で署名要請。
- 5・1 芦屋地労協ミーデー。
- 10 法対会議。
- 13 通信No.85、署名、リーフレット発送。
- 17 分会会議。兵高教東阪神勉強会で要請。
- 24 神戸地裁第七回公判（原告第一準備書面八一九八年度強配）提出。分会歓送迎会。
- 25 兵高教本部定期大会。
- 6・3 事務局会議。
- 6 芦屋地労協常幹。事務局会議。
- 7 県下争議団交流会。
- 8 芦屋市留守家庭指導員労組定期大会。事務局会議。
- 12 芦屋地労協行革交流会。関西争議交流会。
- 13 第七回市公平審（大角先生反対尋問）
- 14 兵高教本部と署名の協議。
- 19 分会会議。一時金交渉。
- 20 分会会議。
- 28 兵高教阪神支部総会。署名で特別決議。
- 29 7・5 学習会（講師神戸大学土屋教授）
- 12 市芦生徒定員削減問題で芦教組と協議。
- 24 第七回市公平審（書証認否）
- 26 初任研ピラマキ。
- 8・8 事務局・弁護団合宿（最終準備書面）

第七五回公開口頭審理報告

「教育改革」の破綻を処分者自ら立証 最終尋問も中立人側主張の補強に終る

市芦救援会事務局

去る六月一四日、前回に続いて大角証人に対する反対尋問が、処分者側寺内代理人により行なわれました。

処分者側は、大角証人による詳細なデータに基づく教育改革の破綻の立証に対して、審理の直前になって、市教委名の陳述書を提出し、反論を試みようとしていました。

まず、「教育改革により卒業率が低下した」点に関して、極端に生徒数が減少した「丙午の年」の数を統計から除いた点について批判しましたが、逆に、処分者側の生徒数に誤りがあることを証人に指摘され、処分者側のデータ操作の実態が明らかにされました。

さらに、「改革後の卒業率は証人の示すほど下がってない」と反論してきました。まさに、「教育改革の必要性」を唱えて教員削減を強行し、「教育改革は成功し、市芦は良くなった」と喧伝してやまぬ処分者にとって、この結論は、「改革前より卒業率は確かに減っており、改革の実効性はなかった」と認めたことに他なりません。データを操作し、大

角証人の出した卒業率減少の数値を値切ったことに喜んだのか、教育改革の生徒切り捨ての実態を自から証明してしまったことの重大性を認識してないのです。

次に、「改革後、進学率が激減した」点に関して、「全国の一八才人口が当時増加し、易しい大学に受験者が集中したため市芦の進学率が減った」と見苦しい責任転嫁を試みしました。

しかし、「改革前から一八才人口の急増期に入り、それに対応した進路指導体制を組み、進学率を低めずにきた」と証人が反論。社会状況の変化に対応しなかった改革後の体制にこそ原因があるとの中立人側主張を一層補強する結果となりました。

また、「大中選択制は破綻」に関して、「生徒の選択が特定教科に偏り、従前の必修と変わらなくなった所は必修とした。破綻したわけではない」と反論してきました。

しかし、管理職目からが、大中選択制の弊害——クラス解体、生徒の学習意欲の低下等

うことは一度もなかったですよ。教科で。寺内 校長が反対できる状況じゃなかったんですよ。

大角 どんな学校やお考えになつてくるんですか。

傍 校長が教科会議の声を最終的に承認してきてたんや。どの学校もそうしてる。校長が一人で時間割を組める筈がないやろ！

——を認めて、是正していった事実は被い隠しようもなく、生徒の希望数の変化に論点をすりかえるのは、処分者のいつもの見苦しい責任転嫁でしかなくことが明白となりました。

また、「スポーツ大会等の行事が改革後は衰退した」点に関して、「学期末の空き時間にしていただけのを、授業時間数を増やしたためやめただけ」と反論してきました。しかし、正規の学校行事としてのどの学校でも取り組む内容を、「空き時間の消化ゲーム」の様にしかとらえぬ処分者の主張は、学校の行事の教育的意義に無知な発言として、場内参加者の失笑をかっただけでした。

処分者側にとって、本件事案の主要因としてあげた「教育改革」に関して、大角証言が真向うから反論し、その破綻を立証された点に恐れをいだいて、陳述書まで提出しての反対尋問となりましたが、結論は惨々たるものとなりました。生徒切り捨ての事実がごまかしようもなく、反論の論点を「切り捨ての程度の差」に持ち込んだつもりが、それだけ破綻の実態に身を置けなくなつたのです。

まさに、この一〇年の公平審の証人尋問の最後を飾るにふさわしい審理となりました。学校の中で生徒と教師が共に育っていくことの意味など一かから意に介せぬ処分者の姿勢が端的に示されました。「教育改革」が生徒のためになされたものではなく、他の意図

でなされた事を明らかにしたただけでした。

改革後の卒業率は少し減っただけ

寺内 代理人(以下、寺内と略) あなたの陳述書の中で、丙午の年(二二回生、昭和五十七年度入学)と、二四、二五回生についてデータに抜けてますが、除かれた理由は。

大角 丙午で入学者が少ないということ、二四、二五回生は、教育改革の狭間に当たり影響があったと思うので除いた。

寺内 教育改革との因果関係があると。

大角 多くの先生方が配転されたりして学校が落ちつかなくなっていた。どこかの学年で関わった回生について、狭間での影響があるため、データとして除いた。

寺内 除かれた三年間のデータを入れて当方で試算すると、卒業率では、二五回生以前は八一・六%(教育改革前)、二六回生以降は八〇・四%(教育改革後)と、ほとんど変わらない数値が出てくる。(大角データでは、八六%と八〇%)

傍聴人(以下、傍と略) 教育改革の前も後も卒業率が変わらへん言うのは改革が失敗したということを確認とすることやないか!

大学進学減少の原因は一八才人口の増加

に多くの教科が入ってますね。これは昭和六二年当時のと変わりのないのでは。

大角 改革当初のカリキュラムは変更せざるをえなくなり、選択科目が圧縮された。

寺内 実質的に多くとるものを必修としたという事で、選択制の崩壊ではないと。

大角 理科系、文化系といって無理な選択制をとったのが、できないとして変わった。

スポーツ大会は試験休みのヒマつぶし

寺内 学校行事の衰退と言われていますが、スポーツ大会など、期末試験の後、修業式までの間に開かれとったやつですね。

大角 生徒同士の出会い、力の発揮というところで、単に試験の後にするというのではなく、きちっと行事として位置づけてやっていた。

寺内 そうですか。以前は期末テストを少し前にもってきてたのを、授業時間を増やすということ、スポーツ大会もとやめになったと聞いています。

大角 そんな話聞いたことない。

傍 臨海学校も、スポーツ大会も授業をふやしてやめたいうんか! 体育をなめたらあかんぞ! しんどい生徒指導をやめただけやろ!

処分者の統計処理はデタラメ

寺内 あなたは、教育改革後、進学率が落ちたといわれていますが、当時、一八才人口が増し、下位の大学に受験者が流れて、入りにくくなったという状況があったんでは。

大角 あったとは思いますが、教育改革以前から急増期に入り、それに対応した進路指導体制をとって、多くの大学・短大に入ってきていますから、教育改革後の進学率の激減は社会的状況で減ったということでは説明がつかないと思う。

寺内 大学への推薦入学制度は、社会的な変化の中で変わってきたと思いますが。

大角 余り変化はない。

寺内 市芦の生徒が難しくなってきたとか。

大角 私があげた進学のデータもほとんどが推薦入学ですよ。教育改革後は激減しているということですよ。

寺内 なるほど、減ってきているということですか。

傍 何の反論にもなっていないやないか! さっきから証言をみんな認めてどうするねん(笑)

選択を減らしたのは手直し、破綻でない

寺内 九一年度から実施のカリキュラムと、教育改革初年の八七年のカリキュラムで、どこが変化していますか。

大角 松本教育改革の特色として出された一

〈再主尋問〉

村田 代理人(以下、村田と略) 市教委の陳述書が出て、その数字の信憑性について。丙午の年の中学卒業生数を処分者は七一〇名と

いって、少ないように言ってますが。

大角 市教委の『教育行政要覧』では六七八名となっており、中学校の先生方にも問い合わせたところ、六七四名で、要覧とさほど差がないので、この数値が正しいと思います。

村田 処分者の数値はなぜ違っているの。

大角 引用された『教育委員会四〇周年記念誌』というのは、出版に当たって数字の間違いが非常に多く、たびたび修正され、ひどいのは出版後に表ごと張りかえてるので、数値は不確かです。

村田 処分者の数字は非常に問題ありと。

処分者の統計数値はデタラメ

村田 統計のとり方について。

大角 特異な場合は除くというのが理にかなった処理の仕方だと思います。

村田 進学者の表で証人の表の数値が違々と処分者がいってますが。

大角 各種専門学校というのは、専門学校と各種学校とあり、処分者側は専門学校だけの数値を出している。私は両方合わせてあげて

年生の能力別学級は、一年で廃止されました。寺内 能力別編成を行うというのは、いわゆるカリキュラム表には載っていないが、どうですか。

大角 「学校案内」に出ています。

寺内 そういう記憶があると。結構ですよ。

傍 一年で失敗して恥かしいからいうて、まさかやってなかったと言ふんやないやろな!

寺内 一年生はあまり変化ないですね。

大角 いえ、家庭科が必修に、数学が五時間が四時間になった。

寺内 新二年生は。

大角 表を示してもらった方がはつきりする。

寺内 あなたは、大中選択制が破綻したと書いておられるのですね。

審査長 後日提出の書証ということを示して。寺内 昭和六二年当時の選択制では、選択する科目が集中していたのでは。

大角 例えば理科系進学生は少いので。

寺内 市教委は、選択肢の少ないものは生徒の選択が特定教科に偏って、従前の必修と変わらないので、必修としたと。選択肢の多いのは、生徒のニーズに合わせて多くするという様にカリキュラムを手直ししたと。あなたのいう選択制の破綻という事実はない。

大角 クラスが解体されるとか、非常に多い科目があるとか、弊害しかないもので、やっと九一年に変更されたという事です。

寺内 昨年のカリキュラムでは選択科目の中

を足したりして、その場合に私の出した数値とは一致しているということですよ。

村田 処分者は一貫性のないとり方をするために数字の差がでているということですね。

転職処分の違法を明白にした

教育法学者の意見書を提出

救援会事務局

本件事案の争点である、教員身分を奪う転職処分の違法性について、教育法学者による意見書を市公平委に提出しました。『季刊教育法』一〇五号に収載された鼎談を意見書としたものです(本号に転載)。

関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

〈後記〉

大角 先生の証言は、最終尋問にふさわしく、「教育改革」の破綻を堂々と立証し、寺内の

反対尋問を圧倒した迫力満点の証言でした。

前日までの本人の取越苦労が嘘の様でした。ともあれ、証言準備で寺内の代役までされ、頑固な夫を日々支えてこられた奥様の労をま

ずねぎらいたいと思います。ご苦労様でした。現在、公正裁決要請署名に取りくんでお

ますが、多くの組合で集約いただき、また、各地から激励のお手紙も寄せられています。厚く御礼を申し上げます。第二次集約に向けて一層のご支援をよろしくお願いいたします。

■ 鼎談
教師の専門職制を考える

教師の「不意転」問題をめぐって

五席

兼子 仁氏（東京都立大学教授）

神田 修氏（山梨学院大学教授・九州大学名誉教授）

土屋基規氏（神戸大学教授）

増える教師の異職種への異動

兼子 さきごろの日本の教育法制をめぐる問題としては、比較的珍しく、あまり取り上げられていない問題ですが、学校の教諭が事務的な職種に々不意転々、つまり本人の意に基づかない形で転任されるという教職員人事が、全国各地で行われているようです。

そこで今日は、教育法学の研究上の観点からそこに含まれる問題、特に法律問題を討論していきたいと考えます。

現実の素材としまして、裁判判決が二つ手元にあります。一つは高知地裁平成五年三月二二日判決、これは県立高校教

諭が、専門的教育職員ではない社会教育主事へ不意転された事例です。判決は、裁量権の範囲内の措置だとしましたが、これは実際には県立青少年の家の職員にあてられたということです。もう一つは高松高裁平成五年九月一六日判決で、こちらは市立幼稚園長の地位にあった方が、市の郷土資料館主幹補に転任になったという件について、同じように合法であると判示しました。

さらにもう一つ、市立高校の先生方が何人か教育委員会事務局職員である事務系の「指導員」という職に転任になって、公平委員会審査と並行的に取消訴訟中であるという事件があるようです。ここでは指導員という職と教職との関係といっ

た問題もありますので、まず土屋さん
こうした学校の先生を異職種、教育委員
会所管であれ事務的職種に不意転という
人事が全国的にかなり多く行われている
のでしょうか。

土屋 裁判事例となつて争われるケース
はそれほど数は多くはないようですが、
そこにまで浮上しないような事例、つま
り本人の意に反して配転が決定をされて、
それが法的問題で争いをしないまま、ま
た転任の機会を待つとか、あるいは、任
命権者との折衝というような形で解決す
るというのはわりと広くあるのではない
かと思われますね。

高知の事例、それから高松地裁の事例は、その点でいうと、教育公務員が、そ

うでない職種に意に反して転任させられたという形では、必ずしも特殊な事例ではない、今後法的な争点を形成する問題

に浮上する可能性があります。二つの裁判事例を中心にして検討することは、教職員法制では重要な現実的問題であります。

兼子 神田先生、こうした問題に対する
概括的な感想はいかがですか。

神田 実は、この問題に関連するのですが、いわゆる少子化がやってきて、教員の数減らしているという現実がある。定員通りの枠で余った先生をどうするかという対策としてある県では移りたいという希望を出した人の中から選考し、県庁部署の行政職員として採用するといったケースがでてきているようです。

これは他職種へ教員を異動させるといふ問題ですが、そうなると教員本来の職務とは何か、その地位やあり方が問われることにもなる。不意転の事例ではないが、このさい同時に他職種への異動について原則的に考えてみる必要がある。

教師の不同意で異動させることはできるのか

兼子：そういうことですとやはり法律制度的な問題の焦点は、**シ**不意転**シ**、本人の

意に基づかない転任、ひいては本人の意に反する異動人事ということであると思われますね。

関連して、こういう点はいかがか考えてみますが、今現在、学校の教育現場は大変シビアな難問の多い状況のようですし、また勤務条件もシビアなので、精神的に相当疲れてしまった先生が、病氣休職とは違って、異職種に一時期自ら望んで転任になり、そして十分精神的に人間的に充電をされて、また自信を持たれたときに学校に復帰されると、そういうような意味合いの人事異動がありうると思われるかもしれません。が、この場合ははっきり本人の意に基づく転任になるわけです。そこで法的問題は全く違うでしょう。

したがって、今日はあくまで〃不意転〃にしほって考えたいと思います。

まず原理原則的に、現行教育法制として重要な関係規定は、教育基本法六条二項と一〇条でありましょう。教育基本法六条二項には、「法律に定める学校の教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない。」とありまして、これは私学教師も含めての定めであります。が、教育公務員にとってみれば、公務員法プラスアルファの教員身分保障の規定であると読めます。それから、同法一〇条は一項で「教育は、不当な支配に服してはならない」ということ、二項で

「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標とする」と定めています。つまり教育の自主性保障と教育行政の条件整備性を規定したものです。これの、今のわれわれの問題への効果を考えていこうというわけですが、神田先生、この意味合いをどうご覧になりますか。

神田 これは教育の自主性保障と、これに対応する教師の地位や身分待遇保障という原則を確認しているわけで、転任にしても教育に具体的に携わっている先生方の意見を踏まえた上でなされて当然という、いわば条理を示しているものなのです。教育公務員特例法でかつては学校の意見を校長を通して聞き、人事を行うという考え方が明文化されていたくらいですから、当然学校側の考え方を踏まえて行われなければならぬ。

学校の教師は、もちろん免許状を持っている「専門家」ですが、学校に勤めるということと、行政機関に勤めるということとの決定的な違いに思いを至すべきです。行政機関は上司と下僚の關係の中に組み込まれて事務をとるということを第一原理とするところです。学校は先生方が教育を行う主人公として子どもたちの学習に直接に責任をもつて関与していくという役割を担うのでして、これは到底行政機関的な規制や原理が支配する中

兼子 他方、教育職としての教諭をその意に基づかず、事務的職種に転任させる、という状況が少なくないということでありまして、指導主事職や社会教育主事職への転任ということもあるようですが、教育委員会事務局職員の職の一つとしての「指導員」というものに不意転になるというケースが現にありますので、その指導員とは何かということを一制度例として取り上げてみたいと思います。土屋さん、この関係をすべにお調べになったことがありますか。

土屋 ある市の教育委員会規則でそのような職員を置くという事例を見たことがあります。その場合、指導員が教育委員会規則で置かれていても、その指導員はどのような職務内容なのか、そしてその職種の性格が教育公務員の範囲なのか、教育委員会事務局内ではあるが、学校以外の教育機関、教育施設、社会教育施設の一部として、しかし職員としては行政事務的職員、という位置づけがある場合

があるのかと思います。

この指導員と規定をしている事例の場合には、例えば、観音寺市の転任の場合とも違う職種のように思われます。この場合には、一応教育委員会の管轄する社会教育施設の中に入るわけですが、例示されている限りにおいては職務内容がはっきりいたしません。高知の場合には、二種類の社会教育主事というのが判例に出てきますが、二つの社会教育主事、その一つは、社会教育法にいう専門職としての社会教育主事、もう一つは、教育委員会の組織規則の中に規定されている社会教育主事で、名称は同じわけですが、その位置づけは教育専門職とそうでない性格があるということですね。

ある市の指導員規定の場合は、これは教育専門職、教育的専門職員の範囲と考えられるのかというのが、一つの問題だろうと思います。もしくは社会教育施設の行政的職員と考えられますので、そこにいわゆる転任をする場合に、任命権者の採用行為が認められたとしても、本人が希望しないし、それから、学校の教諭だった人をそこにもっていく場合には、その必要性、合理性がきちっとしていないといけない。著しい職務内容の転換を求める人事行政ですので、その手続きにおいても極めて慎重な事柄が求められるのではないのでしょうか。そのような事例

を散見していることが認められます。

兼子 なるほど、指導主事や社会教育主事への転任の場合でも、実質の職務は、学校教育と較べればほとんど事務的行政事務に従事することになっていくという事例もあるということですね。その上「指導員」ということになりまして、今のお話のように、教育委員会規則で「所管職員の職名に関する規則」という定めはあるのですが、その職務内容については特別な定めがなく、実際上は事務系の行政事務に従事せしめられているという実態があるようですね。それとして不意転の問題性を考えなければならぬと思うわけですが、神田先生ご感想はいかがですか。

神田 専門的教育職員にあらざる社会教育主事と、専門的教育職員である社会教育主事とに分けて設けることにそもそも問題があると思うんですね。

もともと戦後の教育委員会には、「専門職員」という形で、公選制教育委員会に教育の専門家が入っていった、専門的な場面について力量を発揮する、そういう意味合いでこのような職種が設けられていました。例えば教科書や教育内容の関係の職員ができるだけ現場をふまえたものとして入ってきて職員になる、そういう道が開かれていきました。それをもって典型的に制度化したのが、指導主事で

の理を明示していると読めますので、教職員人事裁量において相当強い法的限界の法理があるはずではないか、それを一緒に検討していきたいと思っています。

教職から事務的職種に転任させる法的根拠

明らかになるものではない。

兼子 なるほど、今おっしゃった点は、一〇条の一項で教育、二項で教育行政と書き分けている趣旨ともつながってきますね。

神田 そうですね。

兼子 土屋さん、この両条項の意味合いについてどうお考えになりますか。

土屋 今の点を別の角度から見ますと、教育基本法六条二項の教員身分保障などの条項を単に理念を示したものと、あるいは一般的に尊重規定を書いたものだという意味で、つまり建前である、という形にとどめて理解しておくべきかどうか、という点について教育基本法制全般から見ますと、やはりこれを具体化するための手だては、関連法制の中で、出てくるように思います。

例えば今神田先生からお話のありました、学校に勤める教師という場合には、

明らかにその職務の本質から申しまして、教育専門職としての免許資格というものを定めているはずですね。この免許資格のないものを、行政機関が任命することは罰則をもって望むという規定が免許法の二二条にあります。これは、免許主義を定めた戦後の教職員法制の中でも、画期的なことだと思えるですね。

同時に、教育公務員という形で任命する場合に任用資格というものもあるわけですが、戦後教職員法制初期の段階にはよく知られておりますように、教育長のほか、校長や指導主事の免許資格も予定して発足したということがあり、その後改正によって、教師以外の教育専門職の免許資格はなくなってしまいました。現行法はそうだとすると、そこに教師たちが教育専門職として仕事をすることの尊重を、そのような関連法制の中で用意していると思います。一般的あるいは、理念のみを示したものであるよりは、関連法制全体を通して、そのような教育専門職というものを確立していくための法的な諸関係というものがあつて、そのことを現実になかしていくという、人事行政が必要になってくるのだろ

うと思っています。

兼子 なるほど、ただ教育公務員特例法で大学教員については、「大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意

に反して転任されることはない」という五条一項があるのに対して、大学以外の学校教員の場合についてはそれと同じ規定はないところから、教育基本法のたゞいまのような諸規定からだけで、不意転を受けない保障が当然に出てくるわけではないというのが、さきほど判決の解釈にも見えてますね。

そこで、今お二人がおっしゃった点、確かに免許状制度があり、そして教員採用試験というものを通って公立学校の教員に採用されている教諭の特別な身分保障の制度のあり方については、いわゆる条理解釈の筋として、しっかりと考えていく必要があると私は考えます。教育基本法というのは本来は具体的な制度のしくみを直接定めるというよりは、現行法制における原理原則的な定めをしているものと見受けられますので、その具体的な制度的な効果がどうあるべきか、という問題として、今後とも考えていきたいのです。

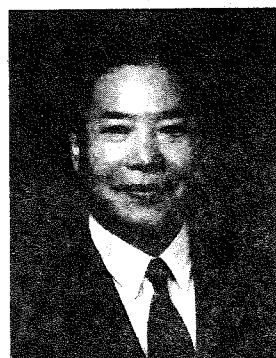
少なくとも、教職員人事についてそれなりの行政裁量の余地、いわゆる職員人事裁量権というものが、教育委員会に認められるとして、そのかなり強い法的な限界づけをしている、そういう効果を持つ教育基本法の条項であると位置づけるべきだと解されます。その点まさに、最初にあげた高知地裁平成五年の判決がそ

を散見していることが認められます。

兼子 なるほど、指導主事や社会教育主事への転任の場合でも、実質の職務は、学校教育と較べればほとんど事務的行政事務に従事することになっていくという事例もあるということですね。その上「指導員」ということになりまして、今のお話のように、教育委員会規則で「所管職員の職名に関する規則」という定めはあるのですが、その職務内容については特別な定めがなく、実際上は事務系の行政事務に従事せしめられているという実態があるようですね。それとして不意転の問題性を考えなければならぬと思うわけですが、神田先生ご感想はいかがですか。

神田 専門的教育職員にあらざる社会教育主事と、専門的教育職員である社会教育主事とに分けて設けることにそもそも問題があると思うんですね。

もともと戦後の教育委員会には、「専門職員」という形で、公選制教育委員会に教育の専門家が入っていった、専門的な場面について力量を発揮する、そういう意味合いでこのような職種が設けられていました。例えば教科書や教育内容の関係の職員ができるだけ現場をふまえたものとして入ってきて職員になる、そういう道が開かれていきました。それをもって典型的に制度化したのが、指導主事で



兼子 仁氏

明らかになるものではない。

兼子 なるほど、今おっしゃった点は、一〇条の一項で教育、二項で教育行政と書き分けている趣旨ともつながってきますね。

神田 そうですね。

兼子 土屋さん、この両条項の意味合いについてどうお考えになりますか。

土屋 今の点を別の角度から見ますと、教育基本法六条二項の教員身分保障などの条項を単に理念を示したものと、あるいは一般的に尊重規定を書いたものだという意味で、つまり建前である、という形にとどめて理解しておくべきかどうか、という点について教育基本法制全般から見ますと、やはりこれを具体化するための手だては、関連法制の中で、出てくるように思います。

例えば今神田先生からお話のありました、学校に勤める教師という場合には、

明らかにその職務の本質から申しまして、教育専門職としての免許資格というものを定めているはずですね。この免許資格のないものを、行政機関が任命することは罰則をもって望むという規定が免許法の二二条にあります。これは、免許主義を定めた戦後の教職員法制の中でも、画期的なことだと思えるですね。

同時に、教育公務員という形で任命する場合に任用資格というものもあるわけですが、戦後教職員法制初期の段階にはよく知られておりますように、教育長のほか、校長や指導主事の免許資格も予定して発足したということがあり、その後改正によって、教師以外の教育専門職の免許資格はなくなってしまいました。現行法はそうだとすると、そこに教師たちが教育専門職として仕事をすることの尊重を、そのような関連法制の中で用意していると思います。一般的あるいは、理念のみを示したものであるよりは、関連法制全体を通して、そのような教育専門職というものを確立していくための法的な諸関係というものがあつて、そのことを現実になかしていくという、人事行政が必要になってくるのだろ

を散見していることが認められます。

兼子 なるほど、指導主事や社会教育主事への転任の場合でも、実質の職務は、学校教育と較べればほとんど事務的行政事務に従事することになっていくという事例もあるということですね。その上「指導員」ということになりまして、今のお話のように、教育委員会規則で「所管職員の職名に関する規則」という定めはあるのですが、その職務内容については特別な定めがなく、実際上は事務系の行政事務に従事せしめられているという実態があるようですね。それとして不意転の問題性を考えなければならぬと思うわけですが、神田先生ご感想はいかがですか。

神田 専門的教育職員にあらざる社会教育主事と、専門的教育職員である社会教育主事とに分けて設けることにそもそも問題があると思うんですね。

もともと戦後の教育委員会には、「専門職員」という形で、公選制教育委員会に教育の専門家が入っていった、専門的な場面について力量を発揮する、そういう意味合いでこのような職種が設けられていました。例えば教科書や教育内容の関係の職員ができるだけ現場をふまえたものとして入ってきて職員になる、そういう道が開かれていきました。それをもって典型的に制度化したのが、指導主事で

明らかになるものではない。

兼子 なるほど、今おっしゃった点は、一〇条の一項で教育、二項で教育行政と書き分けている趣旨ともつながってきますね。

神田 そうですね。

兼子 土屋さん、この両条項の意味合いについてどうお考えになりますか。

土屋 今の点を別の角度から見ますと、教育基本法六条二項の教員身分保障などの条項を単に理念を示したものと、あるいは一般的に尊重規定を書いたものだという意味で、つまり建前である、という形にとどめて理解しておくべきかどうか、という点について教育基本法制全般から見ますと、やはりこれを具体化するための手だては、関連法制の中で、出てくるように思います。

例えば今神田先生からお話のありました、学校に勤める教師という場合には、

明らかにその職務の本質から申しまして、教育専門職としての免許資格というものを定めているはずですね。この免許資格のないものを、行政機関が任命することは罰則をもって望むという規定が免許法の二二条にあります。これは、免許主義を定めた戦後の教職員法制の中でも、画期的なことだと思えるですね。

同時に、教育公務員という形で任命する場合に任用資格というものもあるわけですが、戦後教職員法制初期の段階にはよく知られておりますように、教育長のほか、校長や指導主事の免許資格も予定して発足したということがあり、その後改正によって、教師以外の教育専門職の免許資格はなくなってしまいました。現行法はそうだとすると、そこに教師たちが教育専門職として仕事をすることの尊重を、そのような関連法制の中で用意していると思います。一般的あるいは、理念のみを示したものであるよりは、関連法制全体を通して、そのような教育専門職というものを確立していくための法的な諸関係というものがあつて、そのことを現実になかしていくという、人事行政が必要になってくるのだろ

を散見していることが認められます。

兼子 なるほど、指導主事や社会教育主事への転任の場合でも、実質の職務は、学校教育と較べればほとんど事務的行政事務に従事することになっていくという事例もあるということですね。その上「指導員」ということになりまして、今のお話のように、教育委員会規則で「所管職員の職名に関する規則」という定めはあるのですが、その職務内容については特別な定めがなく、実際上は事務系の行政事務に従事せしめられているという実態があるようですね。それとして不意転の問題性を考えなければならぬと思うわけですが、神田先生ご感想はいかがですか。

神田 専門的教育職員にあらざる社会教育主事と、専門的教育職員である社会教育主事とに分けて設けることにそもそも問題があると思うんですね。

もともと戦後の教育委員会には、「専門職員」という形で、公選制教育委員会に教育の専門家が入っていった、専門的な場面について力量を発揮する、そういう意味合いでこのような職種が設けられていました。例えば教科書や教育内容の関係の職員ができるだけ現場をふまえたものとして入ってきて職員になる、そういう道が開かれていきました。それをもって典型的に制度化したのが、指導主事で



神田 修氏

あり、社会教育主事制度です。しかもこれらは現場に非権力的、専門的な「助言指導」をする教育的専門職です。

ところが、その後特に六〇年代頃から次第に教育事務が幅広くなり、学校教育行政だけでなく、社会教育等範囲が広まり、スタッフ的な意味合いを持った職が増えるとともに、行政職員の人事や学校管理担当の管理主事なども登場してきました。そして、そういう職をすべておしなべて上司の職務上の命令に従うという行政機関職員の第一原理を通用させることにそもそも問題があるのだと思っています。

実はこのように、一般的に教育に関わる専門職員がそのあり方にふさわしくなく上下関係に組み込む法的位置づけがなされているのを見ても、例に上ったような問題は批判的にみなければならぬ面があるわけですね。加え

て学校教育とまったく違った事務へ不意転させるといことになる、学校教師が教育専門家として子どもたちの教育に自主的、自治的に責任を持つていくという基盤、つまり教育制度本来のあり方を掘りくずしていくことに通じるのではないのでしょうか。

兼子 制度の移り変わりという中では、社会教育主事職を学校教育職と連携させるといったような筋から、その実、社会主事職そのものを変質させてしまったという経緯があるようです。そしてさらにその先に「指導員」という名称の職を位置づけるとなると、現に事務系行政職的な職務内容を適宜配置していくということとして、必ずしも生涯学習行政とか、文化行政とかの展開ということとして正当化できるような実態ではないようですね。その点土屋さん、実態論的にもう一度伺ういかがでしょうか。

職務内容を考えた転任が筋

土屋 そうですね。私は職場が関西にありますので、多少見聞きしたことから話しますと、指導員という名称で学校以外の社会教育の分野に属するところで、直接子どもたちの教育などに関わっている事例は見たことがあります。これは教育委員会事務局に属している職員が、学校の放

課後に学力向上などを目的として、校外で学習をそれこそ指導するという形態、行政の分類から申しますと、同和教育の充実のために出ている。このような場合に指導員という形でやっている実態などがあります。

その他にも図書館、その他の文化センターなどとか、場合によつたら教育研究所というような所に属する指導員という形でやっている場合があります。

兼子 確かに、「指導員」に任ぜられて、その職務内容が、かなり学校教育職の能力経験を生かせるような、生涯学習文化行政関連の業務に従事するというケースもあるかもしれませんが、そこで、指導員への転任の場合は、どういう具体的な職務実態に転任になったのか、で評価すべきであろうと解されますね。「指導員」というのみで、法制的な編成が十分明確でないわけですから。

神田 職務内容を明示もせず、やみくもに事務職に従事させられるような指導員のケースは非常に問題です。高校が市内に一つしかない公立高校のような場合、人事は都道府県単位に広域行政的に行うということのからみもありましよう。

都道府県が調整役の立場から、教員の転任人事を行うことになってきた戦後原則との関連で考えますと、まず、教員といえども他のことを経験するために、学

かがででしょうか。

土屋 その点は同感ですね。というのは、指導員という形でやっている職務の圧倒的な部分は事務的な仕事ですから、これは行政職としての待遇が明確なわけですが、教育公務員の範囲をはずれておりますので、その上なおかつ給与だけは教育職の適用をするというのは、行政裁量にしているやはり大分無理を求めていると見ざるをえないですね。

神田 その場合定員の枠は教員の中に入っているんですか。あて指導主事の場合は教員の定員を一つ削って、あて指導主事として教育委員会事務局勤務になりますね。だからもしそれと同じであれば、学校現場から定員を一人取り上げているということになる。この問題はもしあればこれも重要な人事条件行政上の問題だと思えますね。

兼子 そうですね。それとさきほどのように併任だと言いながら、実質が事務系職種への転任ということになりますと、教諭にとつて不意転である以上は「降任」に近いのではないかと、分限処分を受けたに等しいという問題もありますね。そう考えていきますとやはり、最初に申したように、こうした異職種への併任が本人の意に基づかない不意転々であるという問題があらためて意識されてくるのです。

この場合に、さきほどの人事裁量権との関連づけをしてみたとき、私は、近年の行政法学一般で、行政裁量に対する法的限界法理の条理解釈として言われております、考慮を要する事柄について十分な考慮を尽くしたかどうか、そうではない場合に行政裁量権の一種の手続的な違法を招来するという解釈がありまして、この、職員人事裁量における考慮事項考慮義務としての重要な考慮事項にあたる本人意思の尊重の法理々ということを強調したいのです。

実は、最高裁も昭和四八年九月一四日の判決でも、校長降任処分事件に関してあります（別冊ジュリスト「公務員判例一〇〇選」四六頁など掲載）、分限処分の裁量権の限界について、「考慮すべき事項を考慮せず考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、その判断が合理性を持った判断として許容される限度を越えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法なものであることを免れない」と言っているものがあります。これは分限処分の裁量限界法理ですけれども、不意転の裁量限界法理にも類推されるべきであると解されるのです。

特に、学校教育職である教諭の場合は、さきほどいお話しした教育専門職として特別身分保障を受ける立場で採用されているわけですから、それを不意転する場

校教育以外の教育に関わるような仕事、教員の仕事に直接的ないしや間接的であつても、つながるような仕事を行うということもありません。その場合は、一層県全体の人事行政の中で考えることが要請されてきていると思われまます。しかし、そうした場合に行政組織上、配転先の職を教育職的に位置づけることが重要であり、しかも当然不意転ではなくて、十分納得、合意した上で場合によつては組合とも人事上の確認をし交渉をし、またルールを決めてやるべきだと思いますね。

兼子 なるほど。指導員に転任になる場合に、実は教育職としての教員身分を保有したままでの併任々人事だというふうな捉え方もあるようなんですが、これについてはどうでしょうか。

これがもし給与措置の関係だけで言われてるとしますと、かなり問題があります。と言いますのは、「教諭」という教員身分の場合は本来は採用選考試験で採用された教育専門職ですから、それとして職務専念義務が強いわけです。すると、例の「あて指導主事」のような特別法律規定があつて併任になるという場合はともかく、そうでない、条例上の裏づけ規定もないような場合に、その教諭と併任で「指導員」に転任を命ずるということではないかと解されるのですけれども、い

員についても、任期制の導入、任期を限り、任期満了後人事交流で大学間等に移り変わっていくしくみがよいといった案が出てきていますけれども、大学教員の私どもとしてみますと、今までの、定年まで勤めるという前提で一生をかけたライフリングでその学校の毎年の学生、そして卒業生OBとのつき合いがあるんですね。そういう中で自分の大学教育活動、あるいは研究活動を位置づけていますから、これを行政ルートで他大学での適材適所なんていうことを言われても、新赴任校ですぐ前と同じく意欲を燃やして教育に励めというのは、教育の本質に反する問題性があるように思います。

ところがそれと並んで、あるとき学校からはずされて事務系行政職種の方に転任させられるという場合は、今度は教職の現任でなくなるために、余り意欲がなくなってもいいという話になるのか、これはまた大いに矛盾した話になるんですね。これは教職不意転の問題性をそういう恰好で示しているように思われますね。

神田 行政職に教育職が移るということをそう簡単に考えてはいけないということとで、本来、移す場合にはよほどいろいろな条件を満たすように考慮されなければならぬということでもありますね。

兼子 それと関連して、教諭が異職種へ転任になる場合は、勤務条件や職務内容

について相当な不利益を被る、不利益変更の結果していくというケースが多いように見られます。その点に関しては最高裁昭和六一年一〇月二三日の判決ですが、これは大阪の吹田市立中学校教師の年度途中における他校転任のケースで、これを救済しなかった場合の判決文ですけれども、こうなっています。「当該転任処分がその身分俸給等に異動を生ぜしめず、客観的実地的見地から見て勤務場所、勤務内容等に不利益を伴うものでないときは、他に特段の事情がない限り、右教諭は転任処分の取消しを求める訴えをする利益を有しない」。これは他校転任事件の判決ですが、その裏を読めば、客観的実地的見地からみて勤務場所、勤務内容等に不利益を伴う場合は不利益処分として転任を争い得る、という判例でもあるわけですね。

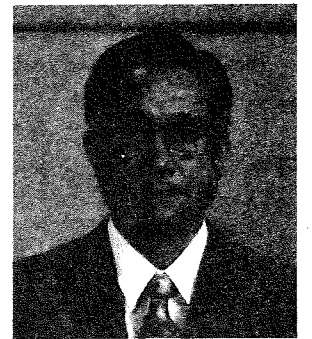
その見地で見ますと、異職種への事務系職種への不意転の場合は、勤務条件ないし職務内容の面で相当な不利益変更になつていない場合が少なくないんじゃないでしょうか。土屋さんのご存じの限りではいかがでしょうか。

土屋 職務内容が法令上はつきりしていて、そして教育公務員としての待遇が続くというこの場合は、著しい不利益問題が生じないというふうにも考えられる場合がありましても、見聞している

限りでの事務的行政職への転換の場合には、やはり職務内容をきちっと定めて、そしてそれに対する待遇ということがないケースが多いように思いますね。一般的な行政事務職員としての待遇はするかもしれませんが、教育公務員としての待遇から見ますと、相当な違いが出てきます。

例えば、教育公務員特例法の適用でいえば、例の研修の問題についての権限がありますが、一般行政職からの特例事項とされていることのひとつですから、夏休み等含めて研修をすることによって、その職務の本質を高めるということは、これは行政職になったんだからそれは適用されなくても当然だ、ということでは大変困るわけですね。研修権の問題一つ巡っても、これが勤務そのものに非常に関係する点からいえば大きい違いが出てくるだろうと思います。

兼子 そうですね。教諭として採用試験を通じて公立学校教職に採用されてきた方々の場合は、いまの研修の面でも教育公務員の研修というのは「研究と修養」を合わせた言葉だということで、それを通じて、ご自身の人間の成長発達を合わせ期しながらその学習権保障の教育活動にいそしむ。こういう身分と承知して採用試験に臨み、採用されてきたということからしますと、その採用時の同意の範囲



土屋 基規氏

合には、本人意思をできるだけ尊重するということが転任採用人事における考慮事項に当たるのは当然ではないかと考えられるからであります。

その際にとりわけ重要な問題は、本人の勤務意欲の関係でしょう。せっかくこれまで勤務校でそれ相当の年月にわたって人間教育活動に尽力してこられた教職員の場合、その意に反して転任させるという以上、その勤務校の教育活動への支障、教育課程上の支障が配慮事項になることの他に、新しい職場でまた同じように教育意欲を燃やせと言われてもそう簡単にはいかないということが、一般の行政職の場合と違ってあるはずなんです。その問題について伺いますと、神田先生いかがでしょうか。

教師の責任と仕事を無視した転任は問題

神田 教員というのは要するに子どもたちの教育に直接に責任を持つ仕事を中心にして、学校の中で校務を分担し合いながらかなりの部分を学校かきりで組織的、主體的に責任をもってやっているわけですね。これが学校というものです。もちろん、教育上の意欲が大切であり、教育行政のあるいは行政のレベルでの改革動機、つまり行政の方の意欲も重要だと思えますが、このような学校の教育に責任を持つている教員の仕事を、行政レベルの計画のもとに一方的に従わせる（不意転）という、全く予定されていない人事上のむしろ過ちだと思っております。

土屋 ここ一〇年位、全体の教育改革ということが進んでおりますが、その中で重要なポイントが学校教師の資質の向上ということに一つ置かれております。これは教師になる前からの勉強のしかたであるとか、教師になりたてのときの研修のしかたであるとか、さまざまなことが行われているわけです。

けれども教師の専門的な力量の向上を考えますと、やはり、学校現場における熟練といましようか、大変指導に困る子どもと教師が日々格闘しながら教師と

しても人間的な接触をする、ということが必要だということが叫ばれているわけですから、そこでの熟練された力量は、何も子どもだけではなくて、大人の社会的な学習にも応用できるものはあるかと思いますが、やはりその子どもとの関係において、教師としての熟練がなしに逃げられていくということを考えますと、それを行政サイドの都合で意欲もなければ、意思もないものを、急に持っていくとしたところで、それは一方で社会教育の場面にあたったところで、そこでは教育効果というものは余り期待できないのではないだろうかと思えますね。

神田 教員の仕事といった場合、いろいろ特性がありますが、連続性ということが大切でしょうね。本質的に子どもや生徒の成長や発達にあわせて進む仕事ですから、連続性が外から切断されてしまうのは問題で、その辺が教師の仕事の重要なところですね。

兼子 この問題は、まさに不意転の問題性を浮かび上がらせていると思うんですが、事務系職種への転任よりも、先生の意に反して他校へ急に転任された場合、その新赴任校で前と同じように熱意を燃やしてさっそくに教育活動に励め、という行政命令が教員人事裁量にとつてどうなのか、という奥深い問題がありますね。ちょっと話がずれますが、最近大学教

合、選考ということを経過しないで任命すること、つまり任命権の行使が中心で、任命権者の都合のみに支配されやすいわけですね。教員の選び方、採用はそういうことではなく、現場の意向をふまえ、慎重に選ばれるべきなのが、そのあるべき筋です。教員を動かすという場合には、そういう本来の教育公務員の人事のあり方に照らして運用していく、というのが重要ではないかを改めて確認する必要があります。と思います。

兼子 お話しのあったような不意転を防ぐということが、本来は校長の意見具申権行使とかあるいは職員会議の討議とかというところで、十分適正な人事異動が保障されなければならないはずだと思うのですが、それがうまく機能しない、そして不意転が生ずるのを防ぐという意味ではやはり職員団体活動、職員団体による団体交渉としての重要性が十分にあり得ると思うんですね。当局側はよく転任人事異動は「管理運営事項」で交渉事項にならないというようなことを言うようですが、さきほどうのように不意転の場合は勤務条件の不利益変更を多く伴い得ることからしても、「勤務条件」に関する限りは団体交渉事項ですから、公務員法上からいっても職員団体活動関連の問題がここで二重に関係していると思います。

以上で、両先生のご協力をいただいて表題に関する十分な教育法学的な論究ができたように存じます。有り難うございました。

(芦屋市立芦屋高校事件)
一九八六年から一九八八年にかけて、芦屋市における唯一の市立高校において、二名の教諭に対し一カ月の停職処分がなされ、それに引き続いて、合計九名の教員がそれぞれ市芦高校から市教育委員会や市長部局等の一般事務職に配転された。処分の対象となった教員はいずれも兵庫高教組の組合員。二名の停職処分は、勤務時間中に組合支部執行委員会に出席したとして無断職場離脱を理由とするもの。配転の対象とされた九名の教員のうち一名の教諭(社会科)は、一九八六年一月一日付で指導主事として市教委に置かれた高校総体準備委員会の事務局勤務を命じられた。以下の六名(括弧内は市立高校における担当教科)は、一九八七年四月一日付でそれぞれ、図書館の一般事務(英語科)、文化財保護関係の行政事務(社会科)、肢体不自由児施設の職員(社会科)、市教委学校教育課に配転された上での一年間の県教委体育保健課への出張を命じられ一般事務(体育科)、同和地区における学力促進学級での一般事務(理科・美術科各一名)に、他の二名

は一九八八年四月一日付で、市教委教育研究所での事務(理科)、谷崎記念館での一般事務(国語科)にそれぞれ「指導員」として配転された。

主たる配転の理由は、同高校における教員定数の削減とされている。配転についてはいずれの教員の同意も得られていない。また、配転に当たって、いずれも、年限は定められていない。処分から約一〇年近く経過するが、いずれも以前の市立高校に復帰はしておらず、うち七名が他の部署に再配転をつけている。

「指導員」という身分については、「市教育委員会所管の職名に関する規則」に「職名」の一つとして掲げられているのみで、その具体的な職務内容、身分についての定めはない。いずれも一般行政事務の担当であるが、給与については教育職給料表の適用を受けている。

処分を受けた各教員は、いずれも市公平委員会に審査請求を申し立て、一九九四年に内一名について裁決が下され申立てが棄却された。現在は、神戸地方裁判所で処分取消を求めた行政訴訟が係属している。他の処分については、全員について公平委員会での審理と同裁判所における行政訴訟が並行して進められている。

『季刊教育法』一〇五号(一九九六年三月エイデル研究所刊)から転載

を越えた変更人事ということになる場合が多いと、むしろ考えられるところではないでしょうか、不意転の場合は。

土屋 採用の人事が出る場合には、任命権者からどここの学校の教員として任命し、教育職務内容とその雇用条件を明確に規定されておりますね。恐らく採用されたときには、その条件のもとで勿論違う学校へ転任するというようなことは、人事の問題であり得るわけですが、全く教育公務員以外のところに、ある事情によって不意転でいくというようなことは、期待もしていないだろうと思います。そこでの問題は、その後の事情によって生じたとしても採用時の条件が一種の契約と考える限りにおいてもやはり教育職として働きたいということだと思えますね。

兼子 そう考えてきますと、教諭を他職種へ転任させるという場合は、本人の意に反しないように配慮する、という人事裁量上の考慮義務が非常に重くて、したがって本人の意思確認を十分慎重に行う手続的保障が必要であるという条理解釈につながるかと解されるのです。逆に、不意転である、考慮不尽の違法を事実上推定させる程であると言つてよいのではないのでしょうか。

土屋 一年間少なくとも学級担任になり、教科担任になるよう前提として行つておりますが、先生方の期待から言えば、例

えば高校で言えば高校の一年生から三年生まで継続的に指導をしたいという気持ちで臨んでおりますから、一年間の教育計画の中である学期の途中で急にこのような問題が起こった場合には、これは教育計画の継続性に著しい支障を生じますので、これは不意転になった教師の勤務条件のみならず、子どもの学習条件という観点から見てもそのような措置は、手続的要件を十分満たしておりません、教師の勤務条件だけではないということ、行政サイドはよくよく吟味しておかないといけないだろうと思います。

兼子 それから、職員人事裁量において、最高裁の分限処分の判決によりますと、要考慮事項を十分考慮することと並んで、他事考慮々々、本来考慮してはならないことを考慮して人事を行うべからずということがありました。この面では職員団体活動、教職員組合の活動を抑制するような目的を考慮して不意転人事を行ったということが立証されうるとしますと、これは地方公務員法の五六条に結局反することになります。「職員は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱を受けることはない」、ただその場合に不意転が職員団体活動を抑制する目的で、それを考慮して行つた他事考慮の人事であるかどうかということの立証は中々難しいのですけれども、これ

はしかし事の性質上、本来間接的な事実証拠から推定的に認められるべき事柄ではないか、という事です。

この場合も、不意転であることによりまして、そういう他事考慮がなかったかどうかの立証も責任が転換されてしかるべきだと思われそうです。

土屋 行政裁量にしてそれをした場合に裁量権があるという以上は立証責任を同時に伴つてそのようなことは考慮していませんと明言する、普通はしないというわけですから、この立証は難しい問題があるとしてもその裁量権を楯にいう以上は。

兼子 そうなんです、しかし事の性質として、正面きつて任命権者の教育委員会当局側がそういう職員団体活動を抑制する目的を持っていた、それが人事の正面きつた理由ですなどは決して言わないのです。ですから事の性質上この他事考慮の事実というのは、隠れた処分意図を立証し事実認定するという問題になるといふことです。

神田 いずれにせよ、教員として採用されるということの意味がやっぱり重大で、法制的にも教育公務員特例法は教員の採用・転任や昇任は選考によるものとなつていて、これは教員を慎重に選びだすことを確認していることなのですね。これに対し、公務員等一般の行政職員の任命の場

市芦高校の生徒募集定員

削減阻止に向けて

市芦分会

市芦高校の生徒募集定員を一〇〇名以下にするという当局が発表したとの新聞報道があった。震災で一時的に生徒は減少しているが、今後浜地区に住宅が建設され、小学校が増設されることが既に計画されている。基本的に短年度で生徒の数の回復も見込まれる状況にある。一時的な生徒減を理由として震災を利用した募集定員の削減は許されるものではありません。

「教育改革」の名の下、定員内切り捨てを強行し続け、入学定員を減少させてきた。それに応じて、中学校の進路指導も行われるようになり、実質の入学人数にあわせるように受験者も減少してきた。さらに、「教育改革」の失敗が白日の下にさらされた結果、これまでだまし続けてきた中学生やその親たちの信頼を一挙に失うことになったことが受験者減の重要な要因でもある。

「定数八〇」という選択は、さらに受験者を減少させ、教員の減員を生み出すだけで、後にはさらに濃縮された教育困難と市芦高校の消滅という未来が残されるだけだ。

震災対策という名の合理化は、被災生徒に

高い金を払って私学へ行けという更なる負担を背負わせることになる。この合理化により、経済的困難を抱える生徒が一人でも私学へ追いやられるとしたら、私たちは全力を挙げて生徒の募集定員削減を阻止しなければなりません。

抗議申し入れ書

一九九六年八月七日(水)

芦屋市教育委員会 教育長 三浦 清 様

芦屋市立高等学校教職員組合執行委員長

深沢 忠

兵庫県教職員組合芦屋支部支部長

伊藤 進二

(前略)

さて、芦屋市は、先頃、震災復旧復興事業の促進とその財源等の確保を目的として策定した「芦屋市行政改革大綱」に基づき、「芦屋市行政改革緊急三カ年実施計画」を策定し発表しました。教育は「未来への先行投資」「教育は人なり」といわれ、目先の対策にとらわれ教育へのしわよせは戒められているところですが、この計画からは財源確保のために教育現場からさえも人減らし・経費削減が読み取れ、教育への投資削減が明らかです。こういう非常事態にこそ真っ先に大切にされるべきは教育です。

震災を理由にした子どもたちの学習権の剥奪は許されるものではありません。とりわけ、市立芦屋高等学校のあり方についての項は大変大きな問題を含んでいます。高等学校の義務教育化は、広く定着しており、芦屋市においては、すべての子どもたちが共に学び、共に生きるという公教育の理念の実現を目指して取り組まれ、その結果、阪神間でも高い高校進学率を実現してきました。そして、市立芦屋高等学校は、様々な事情で学習権を奪われてきた生徒たちを積極的に受け入れ、学力保障を中心に生きる力をつけ社会に送り出すという重要な役割を担っていました。しかし、貴教育委員会は「教育改革」の名の元にその中心的な教員を強制配転し、受験生の定員内切り捨てを続けてきました。そして、「教育改革」の目玉である「魅力ある学校づくり」は失敗に終わり、魅力を失った市立芦屋高等学校への進学希望者は「教育改革」前よりも大幅に減少しております。これまでの総括をきっちり行う必要があります。また、定員内切り捨ての継続の結果、中学校の進路指導に自主規制を働かせ、一層の受験希望者減少を招いてきました。そういう経過を問題にせず、受験希望者が少ないから生徒定員を見直すというのは、二重のごまかしであり暴挙というしかありません。

(以下、「計画内容」、「中学校からの意見聴取」等について組合に説明する様に要求)